

民事裁判手続のIT化に関する検討事項5

第1 口頭弁論

1 ウェブ会議等を用いて行う口頭弁論の期日における手続

裁判所は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、最高裁判所規則で定めるところにより、裁判所及び当事者双方が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法によって、口頭弁論の期日における手続を行うことができるものとし、その期日に出頭しないでその手続に関与した当事者は、その期日に出頭したものとみなすものとする。どうか。

(注) 期日の変更(法第93条第3項)は、裁判長がすることができるものとする。について、どのように考えるか。

○中間試案第5

1 ウェブ会議等を用いて行う口頭弁論の期日における手続

裁判所は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、最高裁判所規則で定めるところにより、裁判所及び当事者双方が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法によって、口頭弁論の期日における手続を行うことができるものとする。その期日に出頭しないでその手続に関与した当事者は、その期日に出頭したものとみなすものとする。

(注) ウェブ会議等を用いて出頭する者の本人確認及び所在すべき場所並びにその者に対する不当な影響の排除に関する規律の在り方について、引き続き検討するものとする。

(説明)

1 部会のこれまでの議論及び意見募集の結果の概要

部会では、現実の空間を共有してのやり取りとディスプレイ越しのやり取りとでは、交わされる情報の量や質の点において必ずしも同等とはいえない部分があるとの意見や、当事者が現実の出頭を希望する場合には、そのような当事者の意向は尊重されなければならないとの意見が出された。このほか、ウェブ会議を用いて口頭弁論の期日における手続を行っている最中に通信状態が一時的に悪化した場合の取扱いについて、引き続き検討すべきではないかとの意見も出された。

意見募集では、試案に賛成する意見が多くみられたが、その中には、当事者が自ら現実

の出頭をすることを希望する場合には、その希望が妨げられてはならないとの意見を付すものが多かった。他方で、当事者の一方に異議があるときは、当事者双方が口頭弁論に現実に出頭しなければならない（ウェブ会議を用いた口頭弁論の期日を開けない）との規律を設けるべきであることを理由に、試案に反対する意見も相当数みられた。

2 検討

(1) ウェブ会議等を利用する場合であっても、裁判所は、期日を指定し、法廷で口頭弁論を実施しなければならないことには変わりがないのであり（法第87条第1項本文）、その法廷への出頭を拒絶することはできず、現実の法廷への出頭を希望する者については、これが妨げられることはない。

また、当事者の一方がウェブ出頭をし、それを利用して主張や証拠の提出等の訴訟行為をする場合に、他方の当事者は、映像や音声によりそれを確認することができるにもかかわらず、当事者に異議権（相手方当事者によるウェブ出頭を妨げることのできる拒否権）を付与することは、相手方当事者の訴訟活動を大きく阻害することにつながり、相当でないと考えられる。

なお、ウェブ会議を用いて口頭弁論の期日における手続を行っている最中に通信状態が一時的に悪化した場合の取扱いについては、その状態が一定程度継続するなどして相互に認識することができない状態であると評価される場合には、それはこの方法をとったとは評価されないと考えられるが、最終的には、悪化の状態やそこでのやりとりを踏まえ、事案ごとの判断とならざるを得ないと思われる。

以上を踏まえ、本文の規律を設けることで、どうか。

(2) なお、中間試案の（注）では、ウェブ会議等を用いて出頭する者の本人確認及び所在すべき場所並びにその者に対する不当な影響の排除に関し注記していたが、本人確認については、いずれにしても、現在の電話会議システム等と同様に、個別の裁判体において事案に応じて適切にこれを行うほか、所在すべき場所及び不当な影響の排除については、証人尋問における議論を踏まえつつ、最高裁判所規則において、所定の規定を置くことが考えられる（規則第226条第3項参照）。

3 期日の変更を裁判長の権限とすること（注）

法第93条は、期日の指定を裁判長の専権に属するものとしているが（同条第1項）、期日の変更（期日の開始前に期日の指定を取り消し、他の期日を指定すること）は、裁判所の権限とされている。

部会では、裁判所の事務を合理化し、柔軟な期日の変更を実現するという観点から、期日の変更についても、期日の指定の権限（法第93条第1項）と同様に、裁判所ではなく裁判長の権限とすることを検討してはどうかとの意見が出された。

意見募集では、裁判所の事務を合理化し、柔軟な期日変更を行うことができるようにすべく、期日の取消しを裁判長の権限とすることは検討してよいと思われるとの意見や、災害等の発生時に迅速に対応することができないという支障もあるため、これを裁判長限りで行うことができるものとするのが相当であるとの意見が出された。

そのため、(注)の規律を導入することが考えられる。

2 無断での写真の撮影等の禁止

裁判所及び当事者双方が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法により手続を行う期日又は裁判所及び当事者双方が音声の送受信により同時に通話を行うことができる方法により手続を行う期日において、裁判長がその期日における手続を行うために在席する場所以外の場所にいる者が、裁判長の許可を得ないで、その送受信された映像又は音声について、写真の撮影、録音、録画、放送その他これらと同様に事物の影像又は音を複製し、又は複製を伴うことなく伝達する行為をしたときの制裁を設けるものとするについて、どのように考えるか。

(注) 無断での写真の撮影等の禁止の規律を設ける場合には、ウェブ会議等や電話会議を用いないケースにも同様の規律を設けることを検討する。

○中間試案第5

2 無断での写真の撮影等の禁止

裁判所及び当事者双方が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法により手続を行う期日又は裁判所及び当事者双方が音声の送受信により同時に通話を行うことができる方法により手続を行う期日において、裁判長がその期日における手続を行うために在席する場所以外の場所にいる者が、裁判長の許可を得ないで、その送受信された映像又は音声について、写真の撮影、録音、録画、放送その他これらと同様に事物の影像又は音を複製し、又は複製を伴うことなく伝達する行為をしたときの制裁を設けるものとする。

(説明)

1 部会のこれまでの議論及び意見募集の結果の概要

本文の規律の対象となる具体的な行為には、規則第77条に規定する写真の撮影、録音、録画又は放送のほか、例えば、ウェブ会議中のディスプレイのスクリーンショットを撮影する行為や、ウェブ会議の様子を録画せずにインターネットを通じて配信する行為が含まれる。

部会では、通話先の当事者が自己のパソコンの機能を用いてスクリーンショットを撮影したり、録音・録画をしたりすることへの懸念が示され、死角から録音・録画がされてしまえば、裁判長がそれを現認することは技術的にみてかなり困難であり、その様子が思いがけない形でインターネット上で公開され、プライバシー事項や個人情報が漏洩してしまうことになるとの指摘がされた。

意見募集では、当事者のプライバシー保護等の観点から制裁を設けることに賛成する意見が多くみられたほか、撮影行為等とその配信行為との間で制裁の内容に差を設けるべきであるとの意見や、現実の法廷における無断撮影等についても同様の制裁を設けるべきであるとの意見、ウェブ会議の画面上に撮影等が禁止されていることを表示するなどの措置も講ずべきであるとの意見があった。

2 検討等

(1) 現行法令の概要

裁判所法は、裁判長又は開廷をした一人の裁判官は、法廷における裁判所の職務の執行を妨げ、又は不当な行状をする者に対し、退廷を命じ、その他法廷における秩序を維持するのに必要な事項を命じ、又は処置を執ることができるとし、命令に違反して裁判所又は裁判官の職務の執行を妨げた者は、これを1年以下の懲役若しくは禁錮又は1000円以下の罰金に処するとしている（同法第71条第2項及び第73条）。

そして、ここでいう「法廷における」とは、通常は、法廷の内部であるが、法廷の秩序を維持するのに必要な限り、法廷の内外を問わず裁判官が秩序をみだす行為を直接目撃又は聞知し得る場所を含むものと解されている。

また、ここでいう命令については、対象者に到達し得べきものであれば、口頭での告知のほか、法廷内外に掲示を行うなど事態に応じた種々の方法を取り得るとされている。

なお、以上のほか、法廷等の秩序維持に関する法律は、裁判所又は裁判官が法廷又は法廷外で事件につき審判その他の手続をするに際し、その面前その他直接に知ることができる場所で、秩序を維持するため裁判所が命じた事項を行わず若しくは執った措置に従わず、又は暴言、暴行、けん騒その他不穏当な言動で裁判所の職務の執行を妨害し若しくは裁判の威信を著しく害した者は、20日以下の監置若しくは3万円以下の過料に処し、又はこれを併科するとしている。

これらの過料等の制裁及び刑事罰の規定は、裁判所が法廷外で手続ないし職務を行う場合（法廷等の秩序維持に関する法律第2条第1項、裁判所法第72条第1項）についても同様に設けられている。

このように、現行法は基本的に、法廷の秩序を害する行為について、裁判官が法廷の秩序を維持するための命令を発した上で、当該命令に違反して法廷の秩序を害した（具

体的には、裁判所の職務の執行を妨害し、又は、裁判所の威信を著しく害した)と認められる場合に、刑事罰や過料等の制裁を課すものとしている。

(2) 検討

ア ウェブ会議等や電話会議を用いて手続を行う期日においては、写真の撮影、録音、録画、放送その他これらと同様に事物の影像又は音を複製し、又は複製を伴うことなく伝達する行為が生ずるおそれがあり、例えば、ウェブ会議中のディスプレイのスクリーンショットを撮影する行為、ウェブ会議の様子を録画をせずにインターネットを通じて配信する行為をした場合において、裁判所の職務の執行を妨害し、若しくは裁判所の威信を著しく害したものと認められるときは、過料等の制裁を課すべきとも考えられる。

イ もっとも、仮に、一定のケースで一定の行為につき制裁を課すべきであるとしても、既存の法制度と別に、新たな仕組みを設けるかどうかは、別途問題となる。

既存の法制度、例えば法廷警察権(裁判所法第71条)については、ウェブ会議等の通信先にいる者の行為につき、裁判官が秩序をみだす行為を直接目撃または聞知し得る範囲において、法廷の秩序を維持するに必要な限り、法廷警察権が及ぶと解し得る(法廷警察権を現実に行使できるか、行役できるとした場合に執り得る措置の内容については、個別具体的事案に応じた解釈が必要となる。)ところ、このような既存の法制度を適用することで対処すべきであり、その余の行為についてまで特段の規律を設ける必要はないとの意見も考えられる。

他方で、既存の法制度とは別に、裁判官が秩序をみだす行為を直接目撃または聞知し得るかどうかなどにかかわらず、本文記載の行為については、一律にこれを禁止することとする意見も考えられる。

ウ いずれにしても、既存の法制度とは別に、一律に一定の行為を禁止し、制裁を設けることの是非については、その趣旨や、禁止するとして裁判所に対する影響を考慮せずに制裁を課すことの是非(裁判所法第73条は、命令に反して職務の執行を妨げた者に制裁を課している。)を含めた検討が必要なる。

例えば、本文に記載しているウェブ会議等において、密かに写真撮影等をした場合には、裁判官が撮影等を認識していないのに、それだけで直ちに裁判所に対する影響があるのかが問題となるが、これを肯定することができない場合にまで、制裁を加えることが、現在の法制度との関係で整合性をとることができるのかにつき、検討する必要がある。

なお、これまでは、新たな規律は、ウェブ会議等や電話会議を用いるケースについて検討をしていた。他方で、新たな規律の趣旨にもよるが、本文の記載のような行為について、一律にこれを禁止し、制裁を課す規律を設けるのであれば、ウェブ会議等や電話会議を用いない通常の口頭弁論期日にも同様の規律を設けるほかない

とも考えられる。そのため、そのことを検討すべきことを注記している。
エ 以上を踏まえ、前述の現行法令に加えて、本文の規律を設ける必要性及び相当性について、どのように考えるか。

3 口頭弁論の公開に関する規律の維持

口頭弁論の公開は、現実の法廷において行うものとし、当事者等以外の第三者に対する公開を裁判所がインターネット中継等によって行うことを許容したり禁止したりする規律は設けないものとする。どうか。

○中間試案第5

3 口頭弁論の公開に関する規律の維持

口頭弁論の公開は、現実の法廷において行うものとし、裁判所がインターネット中継等によって行うことを許容したり禁止したりする規律は設けないものとする。

(説明)

1 部会のこれまでの議論及び意見募集の結果の概要

部会では、インターネット中継等により口頭弁論の公開を行うべきであるとの意見はみられなかったが、意見募集では、賛否が分かれた。試案に賛成する立場からは、当事者のプライバシーや営業秘密が侵害されるおそれがあるとの意見や、当事者が自らの事件がインターネット中継をされることを望まないはずであるとの意見、明文の規律を設けることについては、将来の課題とすることもやむを得ないとの意見が出された。このほか、特段の規律を設けずとも、事案に応じてインターネット中継をすることができるはずであり、プライバシー等の問題が解決することができるのであれば、インターネット中継を実施することが考えられるとの意見もあった。これに対し、試案に反対する立場からは、政策形成訴訟、住民訴訟その他の社会的関心の高い訴訟については、訴訟関係者等のプライバシーや営業秘密に配慮しつつ、最高裁判所における口頭弁論のインターネット配信を検討すべきであるとの意見や、プライバシーへの配慮等から、両当事者の同意等を要件とする規律を設けるべきであるとの意見があった。

2 検討

憲法が要請する裁判の対審及び判決の公開は、現実の法廷で行われることで足りると考えられるが、このようにして公開される口頭弁論を撮影・録音した動画・音声を、裁判所が当事者等以外の第三者にインターネットで中継・配信することについては、当事者のプライバシー等をどのようにして保護するのか等の課題が存在するほか、法廷における

審理の在り方に大きな変容をきたすことになる。

そのため、当事者のウェブ出頭を許容する規律を設けることを超えて、第三者のウェブ傍聴を許容する規律を設けることについては、今般の法改正による実務の動向を注視しつつ、慎重な検討をすることが必要であるとも考えられる。

そこで、将来的な課題とすることが考えられるが、どうか。

4 準備書面等の提出の促し

(1) 提出の促し及び遅延理由の説明

提出の促し及び遅延理由の説明に関し、次の規律を設けることで、どうか。

ア 当事者が法第162条の規定により定めた期間内に準備書面の提出又は証拠の申出をしないときは、裁判長は、裁判所書記官に、同条の規定により定めた準備書面の提出又は証拠の申出の促しをさせることができるものとする。

イ アの期間の経過後に当該準備書面の提出又は当該証拠の申出をする当事者は、裁判所に対し、その期間内にこれをするができなかった理由を説明するものとする。

(2) 提出命令及び制裁

提出命令及び制裁に関し、次の規律を設けることについて、どのように考えるか。

ア 裁判所は、相当の理由がないのに、法第162条の規定により定めた期間内に準備書面の提出又は証拠の申出がされなかったと認めるときは、当事者の意見を聴いて、相当の期間を定め、その期間内に同条の規定により定めた特定の事項に関する攻撃又は防御の方法を提出すべきことを命ずることができるものとする。

イ 当事者がその期間の経過後にした当該事項に関する攻撃又は防御の方法については、これにより訴訟を遅滞させることとなると認めるときは、申立てにより又は職権で、却下の決定をしなければならないものとする。

○中間試案第5

4 準備書面等の提出の促し

裁判長は、法第162条の規定により定めた期間を経過しても、同条の規定により定めた特定の事項に関する主張を記載した準備書面の提出又は特定の事項に関する証拠の申出がされないときは、裁判所書記官に、その準備書面の提出又は証拠の申出の促しをさせることができるものとする。

(注) 本文の規律に加えて、提出期間を経過しても準備書面が提出されない場合

に、提出が遅延している理由を説明しなければならないものとする考え方、裁判所がその提出を命ずることができるものとする考え方及び正当な理由なくその命令に違反した場合に、法第157条の2と同様の制裁を設けるものとする考え方がある。

(説明)

1 部会のこれまでの議論及び意見募集の結果の概要

部会では、試案の注のうち後二者の考え方について、裁判官の訴訟指揮次第では、当事者が当該特定の事項に関する主張をする機会が十分に保障されないおそれがあるとの観点から反対する意見が出されたのに対し、比較法的な観点から、我が国の裁判所が手続の遅延を招く行為に対する実効的な制裁の手段を持たないことは望ましくないとの意見も出された。

意見募集では、試案の本文及び試案の注のうち一つ目の考え方(遅延理由の説明)について、賛成する意見が多かった。他方で、試案の注のうち後二者(裁判所による提出命令及び命令違反に対する制裁)の考え方については、賛否が分かれた。これらに賛成する立場からは、準備書面の提出を怠ることが審理の遅延の大きな要因となっているとの意見や、制裁が科されるのが正当な理由なく提出命令に違反した場合に限られるのであれば、不当な不利益は生じないとの意見が出された。これに対し、これらに反対する立場からは、法第156条の2と異なり、提出期間の定めるに当たって当事者の意見を聴くことが要件とされていないことの指摘や、提出の懈怠の原因が代理人にある場合(当事者でない場合)にまで当事者に不利益を被らせるのは妥当ではないとの意見、制裁を受ける可能性があるとすれば、当事者が長めの準備期間を求めることとなり、かえって審理が長期化するとの意見が出された。

2 検討

(1) 提出の促し及び遅延理由の説明

これまでの議論や、意見募集の結果等を踏まえ、本文1(1)では、提出の促し及び遅延理由の説明に関する規律を設けることを提案している(遅延理由の説明を要することについては、意見募集において懸念を示す意見もあったが、後述のとおり一種の訓示規定であり、それによる制裁は直ちにないし、期限を徒過した以上はそれについて説明をすること自体は不自然ではなく、その負担もそれほどのものでなく、説明を要するとすることで、期限内の提出が促されると解される。)

ところで、本文1(1)は、遅延する場合には、説明を要するものとするものであるが、これに違反したことをもって直ちに何らかの法律上の効果は生じないことを前提としており、その意味では一種の訓示規定であるが、法第157条の考慮要素となり得る

ほか、仮に本文1(2)の規律が設けられた場合には、その判断の際の考慮要素にもなり得ると解される。

以上に対し、特に、本文1(1)イの遅延理由の説明については、一律にその説明を要するのではなく、裁判所(あるいは他方の当事者)からの説明を求められた際にすれば足りるとの考えもあると思われる。

なお、以上の規律は、その法的効果に照らすと、法律事項ではなく、規則事項とすれば足りるとも考えられる。

(2) 提出命令及び制裁

ア 現行法には、時機に後れた攻撃防御方法の却下の規律があるが(法第157条)、この規律に基づく攻撃防御方法の却下については、当事者の故意又は重大な過失があることや、攻撃防御方法の提出により訴訟の完結を遅延させることなどが要件とされる。その後、平成15年の法改正により、審理計画の制度が創設され、審理計画が定められた場合にはそれに従って審理が進行されることを担保するために、同条に比べて攻撃防御方法を却下する要件を緩和した規律が新設された(法第157条の2)。もっとも、攻撃防御方法を提出した当事者が定められた期間内に攻撃防御方法を提出することができなかったことについて相当の理由があることを疎明した場合には、なお却下することはできないものとされており、この要件がこの規定の適用場面を極めて狭めているとの指摘や、法第157条の場合と同様に消極的なものに終わる可能性も否定することができないとの指摘がされている。

イ 本文(2)の規律は、法第157条の特則を定めようとするものであり、次の点に違いがある。

まず、①法第157条は、攻撃防御方法の提出が「時機に遅れ」たものであることを要件とするが、本文(2)の規律では、裁判長の訴訟指揮権に基づく命令としての裁定期間(法第162条)の経過について相当の理由がないときに、裁判所により相当の期間を定めた再度の提出命令が発せられ、その命じられた期間を徒過したことを要件とし、その要件がより明確なものとなっている。

次に、②法第157条は、時機に後れた提出が当事者の「故意又は重大な過失」によることを要件とするが、本文(2)の規律では、提出命令の期間の経過につき当事者の故意又は重大な過失があったことを要件としていない。また、本文(2)では、「相当の理由」がないことを(前提となる)提出命令の要件とするところ、ここでいう相当の理由とは、やむを得ない事由よりは広い概念であるものの、過失があるようなケースでは認められないものである。そのため、本文(2)では、提出をできなかったことに過失があるケースでは、それが重大でなくとも、攻撃防御方法の提出をすることができないこととなる。

さらに、③法第157条は、当該攻撃防御方法について審理することにより訴訟

の完結を遅延させることを要件とするのに対し、本文(2)の規律は、「訴訟を遅滞させることを要件とする。本文(2)の規律は、完結の遅延ではなく、手続の遅延を要件とするものであるから、準備書面の提出が遅れたケースには、基本的には、この要件を充たすことになると解される。

ウ 本文(2)の規律は、総じて、準備書面等の提出を却下する要件を緩和し、基本的に、裁定期間を徒過した場合に発され得る提出命令に違反したときは、その提出を却下するものであるところ、その効果が大きすぎるとの批判が考えられる。準備書面等の提出を適切な時期に行うことは重要なものであるが、それは、本文1(1)の規律や、法第157条の適切な運用により図るべきであり、これと別に要件自体を緩和したり、その要件を変更する新たな規律を設けるべきではないとも考えられる。

エ 以上を踏まえ、本文(2)の規律を設けることについて、どのように考えるか。

第2 新たな訴訟手続

民事裁判手続のIT化を契機として、裁判が公正かつ適正で充実した手続の下でより迅速に行われるようにするため、判決までの期間の予測可能性を高める手続に係る規律を設けることについて、どのように考えるか。

○中間試案第6

民事裁判手続のIT化を契機として、裁判が公正かつ適正で充実した手続の下でより迅速に行われるようにするため、訴訟手続の特則として新たな訴訟手続の規律を設けることについて、新たな訴訟手続の規律を設けるものとする甲案若しくは乙案（ただし、甲案及び乙案はいずれも排斥し合うものではなく、例えば、甲案及び乙案を併存させ、又はいずれか一方の規律に他方の一部を導入することもあり得る。）又は規律を設けないものとする丙案のいずれかの案によるものとする。

【甲案】

- 1 地方裁判所においては、通知アドレスの届出をした原告は、新たな訴訟手続による審理及び裁判を求めることができる。
- 2 新たな訴訟手続による審理及び裁判を求める旨の申述は、第1回の口頭弁論の期日（第1回の口頭弁論の期日の前に弁論準備手続に付する決定をした場合にあっては、第1回の弁論準備手続の期日。以下本項において同じ。）の終了時までに行わなければならない。
- 3 新たな訴訟手続においては、特別の事情がある場合を除き、第1回の口頭弁論の期日から6月以内に審理を終結しなければならない。
- 4 証拠調べは、即時に取り調べることができる証拠に限りすることができる。

- 5(1) 被告は、第1回の口頭弁論の期日の終了時まで、訴訟を通常の手続に移行させる旨の申述をすることができる。
- (2) 訴訟は、(1)の申述があった時に、通常の手続に移行する。
- 6(1) 次に掲げる場合には、裁判所は、訴訟を通常の手続により審理及び裁判をする旨の決定をしなければならない。この決定に対しては、不服を申し立てることができない。
- ア 公示送達によらなければ被告に対する最初にすべき口頭弁論の期日の呼出しをすることができないとき。
- イ 被告が第1回の口頭弁論の期日の終了後【10】日以内に通知アドレスの届出をしていないとき。
- ウ 新たな訴訟手続により審理及び裁判をするのを相当でないと認めるとき。
- (2) 訴訟が通常の手続に移行したときは、新たな訴訟手続のため既に指定した期日は、通常の手続のために指定したものとみなす。
- 7(1) 新たな訴訟手続の終局判決に対しては、控訴をすることができない。
- (2) 新たな訴訟手続の終局判決に対しては、判決書の送達を受けた日から2週間の不変期間内に、その判決をした裁判所に異議を申し立てることができる。ただし、その期間前に申し立てた異議の効力を妨げない。
- (3) 法第358条から法第360条までの規定は、(2)の異議について準用する。
- (4) 適法な異議があったときは、訴訟は、口頭弁論の終結前の程度に復する。この場合においては、通常の手続により審理及び裁判をする。

【乙案】

- 1 地方裁判所においては、通知アドレスの届出をした当事者は、共同の申立てにより、新たな訴訟手続による審理及び裁判を求めることができる。
- 2 1の共同の申立ては、第1回の口頭弁論の期日の終了時までに行わなければならない。
- 3(1) 裁判所は、1の共同の申立てがあったときは、答弁書の提出後速やかに当事者双方と審理の計画について協議をするための日時を指定し、その協議の結果を踏まえて審理の計画を定めなければならない。
- (2) (1)の審理の計画においては、次に掲げる事項を定めなければならない。
- ア 争点及び証拠の整理を行う期間
- イ 証人及び当事者本人の尋問を行う時期
- ウ 口頭弁論の終結及び判決の言渡しの予定時期
- (3) (1)の審理の計画においては、(2)アからウまでに掲げる事項のほか、特定の事項についての攻撃又は防御の方法を提出すべき期間その他の訴訟手続の計画的な進行上必要な事項を定めることができる。

(4) 裁判所は、(1)の審理の計画を定めるに当たり審理の計画を定めた日から審理の終結までの期間を6月以内とするものとし、(2)アからウまでに掲げる事項について次のとおり定めるものとする。

ア 争点及び証拠の整理を行う期間 審理の計画を定めた日から5月以内の期間

イ 証人及び当事者本人の尋問を行う時期 争点及び証拠の整理の期間が終了する日から1月以内の時期

ウ 口頭弁論の終結の予定時期 最後に証人又は当事者本人の尋問を行う日（証人及び当事者本人の尋問を行わないものとするときは、争点及び証拠の整理の期間が終了する日から1月以内の日）

エ 判決の言渡しの予定時期 口頭弁論の終結の日から1月以内の時期

(5) 裁判所は、審理の現状及び当事者の訴訟追行の状況その他の事情を考慮して必要があると認めるときは、当事者双方と協議をし、その結果を踏まえて(1)の審理の計画を変更することができる。

4(1) 次に掲げる場合には、裁判所は、訴訟を通常の手続により審理及び裁判をする旨の決定をしなければならない。この決定に対しては、不服を申し立てることができない。

ア 当事者のいずれかから通常の手続に移行させる旨の申述がされたとき。

イ 新たな訴訟手続により審理及び裁判をするのを相当でないと認めるとき。

(2) 訴訟が通常の手続に移行したときは、新たな訴訟手続のため既に指定した期日は、通常の手続のために指定したものとみなす。

【丙案】

新たな訴訟手続に関する規律を設けない。

(注1) 次に掲げる紛争に係る事件について、甲案及び乙案のいずれにおいても対象から除外するものとする考え方、甲案においては対象から除外するものとする考え方がある。

ア 消費者（消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第1項に規定する消費者をいう。）と事業者（同条第2項に規定する事業者をいう。）の間の民事上の紛争

イ 個別労働関係紛争（個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律（平成13年法律第112号）第1条に規定する個別労働関係紛争をいう。）

(注2) 甲案においては、被告も第1回の口頭弁論の期日までに新たな訴訟手続による審理及び裁判を求める旨の申述をすることができ、原告が第1回の口頭弁論の期日の終了時までに訴訟を通常の手続に移行させる旨の申述をすることができるものとする考え方がある。

(注3) 乙案においては、新たな訴訟手続による審理及び裁判を求める共同の申立ては、第1回の口頭弁論の期日の終了後であっても（例えば、争点整理手続が終了するまでの間）することができるものとする考え方がある。

(注4) 乙案においては、本文3(4)の期間・時期について、「6月」等と法定することなく、当事者の協議によって柔軟に定めることができるものとする考え方がある。

(注5) 甲案及び乙案のいずれにおいても訴訟代理人が選任されていることを必要的とするものとする考え方、甲案及び乙案のいずれにおいても訴訟代理人が選任されていることを必要的とせずいわゆる本人訴訟でも利用することができるものとする考え方、甲案においては訴訟代理人が選任されていることを必要的とするものとする考え方がある。

(注6) 乙案においては、通常の手続への移行の規律を設けないものとする考え方がある。

(説明)

1 部会のこれまでの議論及び意見募集の結果の概要

(1) これまでの部会においては、終局までの審理期間についての当事者の予測可能性を高めるとともに、裁判が適正迅速に進行すること自体について反対する意見はなく、企業間での紛争においては、複数事業年度にわたって継続する裁判手続の負担は大きいと、一定の限られた期間で裁判所の公的な判断が出ることを予測することができることについてのニーズがあるとの意見や当事者の合意を基礎に適正迅速な審理をする選択肢を設けることに賛成するとの意見があった。他方で、終局までの期間を定めた手続では、事前に準備をすることができる原告が有利であり、証拠の偏在や資金力の差から事前に準備をすることができない消費者や労働者などが被告となった場合には十分な訴訟活動をする事ができないとの懸念や主張や証拠を制限して期間ありきの裁判をすることによって裁判をするのに熟していないのに判決がされることに対する懸念があるとの意見があった。

(2) 意見募集においては、新たな訴訟手続の規律により、審理の迅速化が図られ、終局までの予見可能性が高まることを評価することができ、特に企業にとっては、一定のニーズがあるとの意見、審理期間についての当事者の予見可能性を高めるとともに、当事者双方が、主張書面や書証を随時ITツール上で更新し、裁判所が適切に釈明権を行使すること等により、主張整理を始めとする審理に要する時間を相当程度短縮することができるとの意見、通常の手続とは異なる手続を設けることにより、裁判所、当事者の双方が進行についてのイメージを共有し、集中かつ充実した審理を行うことが可能となるとの意見、このような手続も、当事者の合意を基礎とす

るものであり、かつ、通常訴訟への移行に関する規律も設けられているのであるから、当事者の手続保障に欠けるところはないとの意見があった。

他方で、新たな訴訟手続を設けるのであれば、当該制度を導入する必要性や、当該制度を導入することで訴訟当事者の訴訟上の権利が制約される程度、当該制度の導入に弊害がないかなど制度導入の合理性を支える立法事実を精査する必要があるとの意見、判決をするのに熟すると認めた場合に判決をすべきであり、あらかじめ期限を定めて手続をすること、十分な審理を経ずに終結することは、慎重かつ適正な審理を阻害し、後日証拠が発見された場合には提出することができないとの弊害があり、裁判を受ける権利を制限するものであるとの意見、審理期間を限定した訴訟手続を設けることは、充実した審理をしなくてもよいとする誤った訴訟観を生み出しかねず、通常の訴訟手続においても粗雑な審理・判断がされるようになる可能性があるとの意見があった。

2 検討

- (1) これまでの部会及び意見募集においては、制度を設けることによって終局までの予見可能性が高まることや審理の迅速化が図られることについて評価し、特に、企業にとって一定のニーズがあるとの意見があり、また、民事訴訟においては、争点等整理の期間が長期化し、争点等整理の形骸化に対する懸念も示されている。

このような意見等を踏まえると、終局までの審理期間についての当事者の予測可能性を高めるために、争点等整理を集中的に行い、これを充実させつつ、判決に至るまでの手続を適正かつ迅速に進行することができるような制度を設けることにつき検討する必要があるものと考えられる。

- (2) また、新たな手続を設ける場合には、それによって、当事者の双方又は一方の訴訟活動が不当に抑制されるべきではないと考えられるところ、これまでの部会及び意見募集においては、当事者の合意を前提とする手続について検討する余地があるとの意見や一定の紛争類型や当事者間で事前交渉がある事案においては手続を限定した形ででも短期間に裁判所の判断を得たいという要請があるとの指摘があった。

このような意見等を踏まえると、当事者の一方が希望して相手方が反対しない場合に手続が開始するとする規律ではなく、当事者双方に明確な同意がある場合に手続を開始するとするものも考えられる。

さらに、新たな手続で出た結論に対して、どのような不服申立てを用意するのが問題となるが、当事者の訴訟活動が不当に抑制されるべきではないとの観点からすると、異議があれば、通常の手続に移行し、必要に応じて更に証拠調べを行った上で、通常の判決をする仕組みとすることが考えられる。

- (3) さらに、訴訟活動が不当に抑制されるべきではないとの視点からすると、証拠に

つき何らかの制約を課すべきであるのかが問題となる。中間試案の甲案では、即時証拠に限定すべきとの案もあったが、手続を迅速に実施するということは、証拠自体の範囲に限定を課すのではなく、証拠申出や証拠調べ実施に期限を設けることで実現可能である。そのため、提出することができる証拠を限定することとせず、証拠提出期間や審理期間において提出・調べることができる証拠に基づいて判断をする制度とすることが考えられる。もっとも、このような証拠につき時期の制限をもうけることができるかどうかは、(2)の仕組みにつきどのように考えるのかによって左右されることとなる。

- (4) そのほか、当事者からすると、単に、審理が終結する時期のみが重要であるのではなく、この手続による判決（以下、この項では単に「判決」という。）がどの時期に出されるのかが重要であると解される。そのため、当事者の予測可能性を高めるとともに、判決が迅速にされる観点から、その判決の出される時期についても審理終結から短期の期間に出されることを制度的に確保することが考えられる。この場合には、短期での判決を実現する観点から、その判決は、要点を記載することで足りるとすることが考えられるが、この問題も、(2)の仕組みにつきどのように考えるのかによって左右されることとなる。
- (5) さらに、この制度をどういった当事者を想定して設けるのが問題となり得る。争点整理を集中的に行い、迅速な手続を想定するのであれば、そういった訴訟活動に対応することができる当事者のケースについてのみ、これを利用することができるように考えられる。これまでも、消費者や労働者などが被告となった場合には十分な訴訟活動を行うことができないとの懸念も示されていたが、より積極的に、一定の類型の当事者に限定することも含めて検討することも考えられるが、この問題も、(2)の仕組みにつきどのように考えるのかによって左右されることとなる。
- (6) 以上を踏まえ、訴訟手続の特則として判決まで期間の予測可能性を高める手続に係る規律を設けることについて、どのように考えるか。

第3 土地管轄

土地管轄については、現行法の規律を維持することとしては、どうか。

○中間試案第13

土地管轄については、現行法の規律を維持するものとする。

第4 上訴、再審、手形・小切手訴訟

法第3編（上訴）、第4編（再審）及び第5編（手形・小切手訴訟）に係る手続についても、第一審の訴訟手続と同様にIT化するものとする。どう

か。

○中間試案第14

法第3編（上訴）、第4編（再審）及び第5編（手形・小切手訴訟）に係る手続についても、第一審の訴訟手続と同様にIT化するものとする。

第5 簡易裁判所の手続

1 IT化に伴う簡易裁判所の訴訟手続の特則

簡易裁判所の訴訟手続についても地方裁判所における第一審の訴訟手続と同様にIT化することを前提として、IT化に伴う簡易裁判所の訴訟手続の特則を設けることについて、どのように考えるか。

（注）例えば、次のような項目につき検討することが考えられる。

- ・ 電話会議による口頭弁論
- ・ 電話会議による当事者尋問
- ・ ウェブ会議等による証人尋問の要件の緩和
- ・ ウェブ会議等による司法委員の関与

○中間試案第15

簡易裁判所の訴訟手続についても地方裁判所における第一審の訴訟手続と同様にIT化することを前提として、その具体的規律や、IT化に伴う特則を設けることについては、引き続き検討するものとする。

（説明）

1 部会のこれまでの議論及び意見募集の結果の概要

これまでの部会では、IT化に伴う簡易裁判所の訴訟手続の特則を設けることについて、その具体的な規律として、電話会議による口頭弁論の期日における手続や当事者尋問を認めること、ウェブ会議等による証人尋問の要件の特則を設けること、録音テープ等の証拠調べの申出をした場合における反訳書面等の提出を不要とすること、証人尋問の調書の省略に関する規律を廃止することの可否等が検討課題として取り上げられ、議論がされた。

意見募集では、簡易裁判所の訴訟手続の特則を設けることについて、賛成する意見と反対する意見の双方があった。賛成する意見の中には、簡易・迅速な手続により紛争を解決すべきものとされている簡易裁判所の特性に着目するものが多く、具体的な規律の内容としては、これまでの部会で議論されてきたような規律を設けるべきであるとする意見や、ウェブ会議等を利用した司法委員の手続関与を認めるべきであるとの

意見等があった。反対する意見としては、現行の規律を維持すれば足り、新たに特則を設ける必要はないとの意見があった。

2 検討

(1) 検討に当たっての視点

現行法上、簡易裁判所は、簡易な手続により迅速に紛争を解決すべきものとされており（法第270条）、少額事件を簡易迅速に処理する市民に親しみやすい裁判所として位置付けられている。そして、そのような機能を果たすことを目的として、準備書面の省略等（法第276条）や続行期日における陳述の擬制（法第277条）、判決書の記載事項の簡略化（法第280条）といった様々な特則が設けられている。このような簡易裁判所の位置付けを反映して、簡易裁判所においては、いわゆる本人訴訟の割合が高い。以上のような簡易裁判所の性質や特色を踏まえ、民事裁判手続のIT化に関し、簡易裁判所の訴訟手続を簡略なものとし、市民にとってより使いやすいものとするための特則を設けることも考えられる。

一方で、簡易裁判所は通常の第一審裁判所として審理を担当するという役割も果たさなければならないのであり、簡易裁判所の取り扱う事件においても法に従った公正かつ適正な裁判がされなければならないことは当然である。そのため、簡易裁判所の訴訟手続をより簡略なものとして検討するに当たっても、このような簡易裁判所の果たすべき役割の重要性と矛盾するものであってはならないと考えられる。

(2) 具体的に考えられる規律

地方裁判所の訴訟手続においては、口頭弁論の期日における手続をウェブ会議等により行うことができるものとして検討されているが、簡易裁判所における手続について、より簡易な手続を導入し、審理の迅速化及び利用者の利便性の向上を図る観点から、電話会議により口頭弁論の期日を行うことを許容する考え方があ。他方で、このような考え方については、これまでの部会において、電話会議により出頭する当事者の本人確認に課題がある旨の指摘や、裁判の公開の観点からの検討が必要であるとの指摘もあったところであり、この点について検討する必要があると思われる。

また、当事者尋問について、ウェブ会議等のみならず電話会議によることを認めることとする考え方もある。これについては、簡易裁判所の手続について当事者のアクセスの方法を拡大することにより、当事者の利便性の向上に資するとも考えられる一方で、電話会議による尋問は、ウェブ会議等による尋問と比較して裁判官が受け取ることのできる情報が少なくなるものと思われることから、このような取扱いをウェブ会議等による当事者尋問の要件と同じ要件の下で認めることを許容する

ことができるかという点が検討課題となるものと考えられる。

さらに、ウェブ会議等による証人尋問等の要件について特則を設け、当事者に異議がある場合であっても、裁判所が相当と認めるときにはウェブ会議等により証人尋問等を実施することができるものとする考え方もある。この点については、これまでの部会では、ウェブ会議等による証人尋問等と証人等を法廷に現実に出席させて行う尋問とは、裁判官が受け取ることのできる情報量が異なると考えられることなどから、当事者に異議がないことを要件から除外すべきでないとの意見があった。他方で、同じく直接主義を緩和するものである尋問に代わる書面の提出について、地方裁判所の訴訟手続においては当事者に異議がないことが要件とされているのに対して（法第205条）、簡易裁判所の訴訟手続においては相当性の要件のみでこれが認められていること（法第278条）に着目すると、簡易裁判所の訴訟手続をより簡易なものとする観点から、ウェブ会議等による証人尋問の要件の特則を設けるという考え方もあり得るようにも思われる。

以上のほか、意見募集においては、法第279条に基づく司法委員の手続関与について、ウェブ会議等によることを認めるべきであるとの意見もあった。また、これまでの部会では、録音テープ等の証拠調べの申出をした場合における反訳書面等の提出に関する規律（規則第149条）を廃止すべきであるとの意見や、簡易裁判所における証人の陳述等について調書の記載が省略され、これに代わり録音テープ等に証人の陳述等を記録するものとする現行規則の規律（規則第170条第1項、第2項）を廃止し、簡易裁判所において保存した証人の陳述等に係る音声データを控訴審においてもそのまま訴訟記録として引き継ぐこととすべきであるとの意見もあったが、後者の点については、この規律は大量の少額の事件を簡易迅速に処理する必要性に基づくものであり、これを廃止するような立法事実はないとの意見も出されたところである。

以上を踏まえ、IT化に伴う簡易裁判所の特則を設けること及びその具体的内容について、どのように考えるか。

2 支払督促

電子情報処理組織による督促手続の特則についても、通常の訴訟手続がIT化されることを踏まえ、所要の整備をすることとしては、どうか。

（注）OCR方式による督促手続の特則（法第402条）の規定は削除することとしては、どうか。

（説明）

1 電子情報処理組織による督促手続の特則

通常の訴訟手続については、IT化が実現することとしており、督促手続についても、その規律が基本的に適用されることとなり、IT化されることとなる。

他方で、督促手続については、平成16年の法改正により電子情報処理組織による督促手続の特則が設けられているので、この特則を維持するかが問題となるが、現在、この特則に基づく実務が定着をしているので、基本的には、この特則の趣旨をそのまま生かすことが考えられる。例えば、電子情報処理組織による督促手続においては、法第383条の規定に基づく管轄裁判所のほか、最高裁判所規則で定める簡易裁判所(指定簡易裁判所)に対する申立てが認められている(法第397条)。これは、債務者を審尋せず、債権者の出頭も不要であること等を踏まえ、督促事件を集中的に処理することにより、費用を最小化しつつ、より迅速かつ効率的な事務処理を行うことをも目的としたものであるが、このような趣旨は、民事裁判手続がIT化され、全ての簡易裁判所においてインターネットを用いた支払督促の申立てをすることができるようになった後であっても、否定する理由はないように思われることから、当該規定は維持することも考えられる。

そこで、電子情報処理組織による督促手続の特則については、現行法の規定の趣旨や現在の実務の状況を踏まえつつ、所要の整備を行うこととしては、どうか。

2 OCR方式による支払督促の申立て

いわゆるOCR方式(光学的に読み取ることのできる方式で記載された申立書を用いる方式)による申立てに係る督促手続(法第402条)については、督促手続オンラインシステムの導入に伴い現在はその運用が終了している。

したがって、現在において、法第402条の規定を維持する必要は失われているといえるため、同条は削除するのが相当と考えられるが、どうか。

3 少額訴訟

少額訴訟については、IT化に伴う特別の規律を設けないこととしては、どうか。

第6 費用額確定処分の申立ての期限

費用額確定処分の申立ての期限について、次のような規律を設けることで、どうか。

- 1 法第71条第1項の訴訟費用の負担の額を定める処分を求める申立ては、訴訟費用の負担の裁判が執行力を生じた日から10年以内にしなければならない。
- 2 1は、法第72条の和解の場合の費用の額を定める裁判所書記官の処分の申

立て及び法第73条第1項の訴訟が裁判及び和解によらないで完結した場合等の費用の額を定める裁判所書記官の処分申立てについて準用する。

○中間試案第16

4 民事裁判手続のIT化に伴う訴訟費用の範囲の整理等

(注) 本文の規律に加えて、訴訟費用等の負担の額を定める処分を求める申立てに一定の期限を設けるものとするについて、引き続き検討するものとする。

(説明)

1 部会のこれまでの議論及び意見募集の結果の概要

法は、訴訟費用の額の確定を求める申立て(法第71条第1項)、当事者が裁判所において和解をした場合の和解の費用又は訴訟費用の額の確定を求める申立て(法第72条)、訴訟が裁判及び和解によらないで完結した場合等の訴訟費用の額の確定を求める申立て(法第73条第1項)について規定しているが、これらの申立てに係る期限を定めていない。そのため、部会では、これを定めてはどうかとの意見が出された。

意見募集では、申立てに係る期限を設けることについては異論がみられなかったが、期限をいつとするかについては、確定判決又は確定判決と同一の効力を有するものによって確定した権利の消滅時効期間が10年であること(民法第169条第1項)を踏まえて10年とすべきであるとの意見と、一般債権の消滅時効期間が権利を行使することができることを知った時から5年であること(同法第166条第1項第1号)を踏まえて5年とすべきであるとの意見があった。なお、訴訟記録の電子化により、訴訟費用額確定のための訴訟記録を長期にわたって保存・閲覧することができるようになることも踏まえるべきであるとの指摘もあった。

2 検討

前記のとおり意見募集では、申立てに係る期限を設けることについては異論がみられなかった。また、その期限をどの程度のものとするのかは、5年とすべきであるとの意見もあったが、費用額の裁判により額は別として訴訟費用の償還請求をすることができることは確認されているともいえることを踏まえると、債権の長期の時効期間が10年とされていることや、判決が確定した権利の消滅時効が10年とされていることを参考に、その権限の行使期間は5年ではなく、10年とすべきであると考えられる。

以上を踏まえ、本文の規律を設けることで、どうか。なお、本文の規律は、この10年の期間は、法定期間(消滅時効期間とは異なる。)であり、かつ、不変期間であることを前提にしている。

第7 IT化に伴う書記官事務の見直し

1 担保取消しと書記官権限

(1) 法第79条第2項の担保取消し

法第79条第2項の担保取消しを裁判所書記官の権限とし、次のような規律を設けることについて、どのように考えるか。

ア 担保を立てた者が担保の取消しについて担保権利者の同意を得たことを証明したとき（法第79条第3項により同意があったものとみなされる場合を含む。）は、裁判所書記官は、申立てにより、担保を取り消さなければならない。この申立てに関する処分は、相当と認める方法で告知することによって、その効力を生ずる。

イ アの処分に対する異議の申立ては、その告知を受けた日から1週間の不変期間内にしなければならない。この異議の申立てについての決定に対しては、即時抗告をすることができる。

（注1）本文(1)アの裁判所書記官の処分は、確定しなければその効力を生じないということについて検討する。

（注2）法第79条第3項の同意擬制の前提となる催告を裁判所書記官の権限とすることについて検討する。

(2) 法第79条第1項の担保の取消し

法第79条第1項の担保取消しを裁判所書記官の権限とし、次のような規律を設けることについて、どのように考えるか。

ア 担保を立てた者が担保の事由が消滅したことを証明したときは、裁判所書記官は、申立てにより、担保を取り消さなければならない。この申立てに関する処分は、相当と認める方法で告知することによって、その効力を生ずる。

イ 前記(1)イと同じ。

○中間試案第17

民事裁判手続のIT化に伴う裁判所書記官の事務の最適化のために、所要の改正をするものとする。

（注）担保の取消しを裁判所書記官の権限とするものとする考え方〔略〕がある。

（説明）

1 部会のこれまでの議論及び意見募集の結果の概要

部会では、担保の取消しは、実体的要件の審査を伴うものではあるが、現行法の下においては、事実到来執行文の付与（民事執行法第27条第1項）といった実体的要件の審査を伴う事務が既に書記官権限とされているとの指摘があった。他方で、この規律によれば、裁判所がその司法権の行使として行った担保決定を裁判所書記官の権限により取り消すことができることとなるため、その導入に当たっては、他の民事基本法制との整合性という観点からの検討が必要になるとの指摘もあった。

意見募集では、法第79条第1項に基づく担保の取消しを裁判所書記官の権限とすることについては賛否両論があり、同条第2項に基づく担保の取消しを裁判所書記官の権限とすることについては賛成の意見が多数であった。

2 検討

(1) 第79条第2項の担保の取消し

ア 本文1(1)アでは、担保権利者の同意（法第79条第2項。同意が擬制される場合（同条第3項）を含む。）により担保を取り消す権限につき提案している。

担保権利者の同意は、書面で証明するのが原則であり、実務での審査の重点はもっぱら同意書の成立の真否に置かれているとされる。そして、本案訴訟において和解が調った場合には、和解条項の1つとして、担保権利者が担保提供者のため担保の取消しに同意することを定め、担保取消決定に対する即時抗告権を放棄することを定めることにより、直ちに供託した担保金又は担保物を取り戻せるようにする実務があるとされる。また、訴訟の完結後、担保権利者が被担保債権について権利を行使せず、裁判所から一定の期間内に権利を行使するよう催告を受けた場合において、催告期間内に権利の行使に着手したことの証明は、公の証明書であるのが普通であるとされる。

担保の取消しは、同意の有無や権利行使の着手の有無は書面等による形式的な審査で判断することが可能であることや、仮に、裁判所書記官の処分としても、異議があれば最終的には裁判所が判断することになることからすると、裁判所書記官の支払督促、民事執行における物件明細書の作成等や裁判官の補助者としての事務に関するこれまでの実績を考慮して、裁判所書記官の権限とすることが考えられる（裁判所書記官の権限とした場合には、基本的には、書面等によって形式的に判断することとなるので、疑い等がある場合には、取消しを認めないこととなり、異議があった場合に最終的に裁判所が判断することとなる。）。

以上を踏まえ、本文1(1)で提示した提案について、どのように考えるか。

なお、この問題については、裁判所の裁判の効力を裁判所書記官の処理で否定することができるのかにつき、理論的・法制上の観点からも、検討が必要になるとも思われる。

イ また、(注1)では、処分の効力の発生時期につき注記している。これは、異議期間中に担保取消しの効力を認め、供託金の取戻しを認めると、事後に、異議が出され処分が取り消されても原状回復が難しいと考えられること等を考慮したものである。

ウ そのほか、(注2)では、法第79条第2項の担保取消しが書記官権限化されるのであれば、形式的な判断で発することができる法第79条第3項の催告の主体も裁判所書記官の権限とすることも考えられるので、注記している。

(2) 第79条第1項の担保の取消し

本文1(2)では、第79条第1項の担保の取消しにつき検討することを提案している。第79条第2項と同条第1項は同じく担保取消しである上、実務上担保の事由の消滅は担保提供者の勝訴判決の確定等画一的に判断することができる場合がほとんどであることや、異議によって最終的に裁判所の判断がされることからすると、第79条第1項の担保の取消しについても、これを裁判所書記官の権限とすることも考えられる。他方で、第79条第1項の担保の取消しでは、形式的な審査を前提とするとしても、同意の有無とは違い定型的な判断になじまず、基本的に裁判所が判断をすべきとも考えられる。

2 訴えの提起手数料の納付命令及び却下命令等

訴え提起手数料の納付命令等に関し、次のような規律を設けることについて、どのように考えるか。

- (1) 費用法の規定に従い訴えの提起の手数料を納付しない場合には、裁判所書記官は、相当の期間を定め、その期間内に納付すべきことを命じなければならない。(1)の処分は、相当と認める方法で告知することによって、その効力を生ずる。
- (2) (1)の処分に対する異議の申立ては、その告知を受けた日から、一週間の不変期間内にしなければならない。この異議の申立ては、執行停止の効力を有する。
- (3) 裁判所は、この異議の申立てがあった場合において、(1)の処分において納付を命じた額を超える額の訴えの提起の手数料を納付すべきと認めるときは、相当の期間を定め、その期間内に当該額を納付すべきことを命じなければならない。
- (4) (1)又は(3)の場合において、原告が納付すべき手数料を納付しないときは、裁判長は、命令で、訴状を却下しなければならない。

○中間試案第17

民事裁判手続のIT化に伴う裁判所書記官の事務の最適化のために、所要の改

正をするものとする。

(注) [略] 訴状の補正及び却下の一部（例えば、請求の趣旨が全く記載されていない場合や、訴え提起手数料を納付すべきであるのに一定期間を経過しても一切納付されない場合における訴状の補正及び却下）を裁判所書記官の権限とするものとする考え方 [略] がある。

(説明)

1 部会のこれまでの議論及び意見募集の結果の概要

部会では、訴状の審査においても、請求の趣旨が全く記載されていない場合や、訴え提起手数料を納付すべきであるのに一定期間を経過しても一切納付されない場合については、その判断は定型的かつ容易であるとの指摘があった。他方で、その導入の必要性及び相当性について疑問を呈する意見も出された。

意見募集では、賛否が分かれた。賛成する立場からは、訴え提起手数料の納付や、法及び規則に定められた形式的記載事項を全く欠く場合は、定型的かつ容易に判断することができるとの意見が出されたのに対し、反対する立場からは、請求の趣旨が全く記載されていない場合であっても何らかの記載はあるはずで、それを請求の趣旨と取り扱うことができるかどうかの判断は裁判官がすべきであるとの意見や、納付しないことが適法かどうかや手数料の額の解釈の問題については、裁判官が判断すべきであるとの意見が出された。

2 検討

(1) 中間試案における(注)では、補正命令と却下の両方につき裁判所書記官の権限とすることを検討することとしていたが、この両者は、別個の問題であると解される。

まず、不備があり、補正に応じないことを理由に却下することについては、当事者の訴えの利益に直結する問題であることから、これを裁判所書記官の権限とすることは難しいとも思われるので、後述の破産法第21条を参考に、本文2(4)では、裁判長が命令で訴状の却下をすることを前提としている。

(2) 次に、補正命令につき検討すると、法第137条が訴え提起手数料の納付の審査を裁判長に委ねているが、他方で、破産法第21条は、破産手続開始の申立書に必要的記載事項が記載されているか否か、申立ての手数料の納付があるか否かを審査し、その補正を命ずる権限を裁判所書記官に付与している。これは、破産手続開始の原因となる事実以外の事項（申立人や債務者の氏名及び住所並びに申立ての趣旨）の記載の有無は、いずれも形式的な判断が可能であり、破産手続開始の原因となる事実の記載に当たるか否かも、それほど複雑ではなく、経験の積み重ね等により定型的な判断がしやすい事項であること等を理由とする。

訴え提起手数料の額は、訴訟の目的の価額を基礎として算出されるものであり（費用法第4条第1項）、訴訟の目的の価額は、訴えで主張する利益によって算定されるものである（法第8条第1項、第9条）が、その計算の方法が複雑だとしても、基本的には、法律や規則に従って、形式的に判断することが可能であると解される。他方で、請求原因事実についても、全くないケースについては、定型的に判断することができるが、破産法の事案と違い、様々な種類の事件がある民事訴訟では、その限界事例などでは判断が難しいことがあるとも思われるので、両者を区別して、検討すべきとも思われる。

また、却下の判断自体を裁判長の判断とするのであれば、その前提となる命令自体は裁判所書記官の権限としても、基本的には、裁判官による判断が保障されていると考えられる（いずれにしても、原告が納付すべき訴えの提起の手数を納付しているときは、裁判長は、訴状却下命令の前提を欠くものとして、訴状を却下することはできないと解される。）。

(3) 以上を踏まえ、本文の提案につき、どのように考えるか。

3 過納手数料の還付等の書記官権限化

- (1) 証人等の旅費、日当及び宿泊料の支給（費用法第21条から第24条まで）を裁判所の権限とする現行の規律を改め、裁判所書記官の権限とすることで、どうか。
- (2) 過納手数料の還付等（費用法第9条第1項、第3項及び第4項）を裁判所の権限とする現行の規律を改め、裁判所書記官の権限とすることについて、訴え提起手数料の納付命令等の規律に関する議論（部会資料22第7の2）と併せて、検討することとしては、どうか。

○中間試案第16

4 民事裁判手続のIT化に伴う訴訟費用の範囲の整理等

(1)(2) 略

- (3) 過納手数料の還付等（費用法第9条第1項、第3項及び第4項）並びに証人等の旅費、日当及び宿泊料の支給（費用法第21条から第24条まで）については、裁判所の権限とする現行の規律を改め、裁判所書記官の権限とするものとする。

(説明)

1 部会のこれまでの議論及び意見募集の結果の概要

部会では、現行法においては、過納手数料の還付等（費用法第9条第1項、第3項及

び第4項)並びに証人等の旅費、日当及び宿泊料の支給(費用法第21条から第24条まで)については、裁判所の権限によるものとされているところ、実務運用上、裁判所書記官が裁判官の補助事務として具体的な計算を行い、裁判所はその計算結果に基づいて権限行使を行っているのが実情であるから、裁判官と裁判所書記官の職務分担をより合理化するべく、これらを裁判所書記官の権限とすべきとの提案があり、中間試案にその提案を記載することに異論はなかった。

意見募集では、裁判所書記官は、十分な法的素養を有し、裁判官に対する補助事務の一環として一次的に手数料の還付額や証人等の旅費等の具体的な計算等を行っていることを踏まえ、改めて裁判官と裁判所書記官の事務を見直し、これを最適化すべきであるなどとして、これに賛成する意見があった。他方、手数料が過大に納付されたといえるかどうか及びその程度については、実体的な判断を伴うこともあるので、一部は裁判所の権限に残す方向で更に検討を進めるべきであるとの意見もみられた。

2 検討

(1) 証人等の旅費、日当及び宿泊料の支給

証人等の旅費、日当及び宿泊料の支給の判断は、法律や規則に従った支給額の計算が中心であり、形式的な判断が可能なものと思われる(費用法第25条、民事訴訟費用等に関する規則第6条ないし第8条参照)。そこで、部会のこれまでの議論及び意見募集の結果において異論がみられなかったことも踏まえ、証人等の旅費、日当及び宿泊料の支給(費用法第21条から第24条まで)については、裁判所の権限とする現行の規律を改め、裁判所書記官の権限とすることとしては、どうか。

(2) 過納手数料の還付等

現行の費用法上、手数料の還付が認められるのは、①手数料が過大に納められた場合(具体的には、納付された手数料の額が法定額を超える場合と、手数料を要しない申立てであるのに手数料が納付された場合(費用法第9条第1項))及び②手続の初期の段階において、申立ての却下の裁判がされ、それが確定した場合又は申立てが取り下げられた場合(例えば、訴えの提起については、口頭弁論を経ない却下の裁判の確定又は最初にすべき口頭弁論の期日の終了前における取下げがあった場合。費用法第9条第3項第1号)である。①の場合における還付額は、納められた手数料の額(現実に納付された手数料の額)から納めるべき手数料の額(法定額)を控除した残額であり、②の場合における還付額は、納められた手数料の額から納めるべき手数料の額(法定額)の2分の1(その額が4,000円未満のときは4,000円)を控除した残額であり、原則として裁判所が決定をもって行うこととされている。

上記のとおり、過納手数料の還付等の制度においては、還付額の判断の前提とし

て、手数料の法定額の認定が必要な構造となっているが、前記第7の2においても述べたように、これは、訴訟の目的の価額を基礎として算出されるものであり、基本的には、法律や規則に従って、形式的に判断することが可能なものであると解される。そして、支払督促に関しては、既に①及び②の場合のいずれについても、裁判所書記官が還付を行うこととされ、裁判所書記官の処分については、裁判所に対して異議を申し立てることができることとされている（費用法第9条第2項、第5項、第8項）。以上を踏まえると、過納手数料の還付等（費用法第9条第1項、第3項及び第4項）を裁判所の権限とする現行の規律を改め、裁判所書記官の権限とすべきようにも思われる。

他方、過納手数料の還付等の判断を裁判所書記官に委ねることの当否を検討するに当たっては、手数料に関する判断を伴う訴え提起手数料の納付命令等の規律に関する議論(前記第7の2)の帰趨も踏まえる必要があると考えられる。

そこで、過納手数料の還付等（費用法第9条第1項、第3項及び第4項）について、裁判所の権限とする現行の規律を改め、裁判所書記官の権限とすること（この場合には、過納手数料の還付等に係る裁判所書記官の処分に対して、その裁判所書記官の所属する裁判所に異議の申立てをすることができるものとする）の当否については、訴え提起手数料の納付命令等の規律に関する議論と併せて、検討することとしては、どうか。

4 書記録（電子調書）の更正

書記録（電子調書）の更正につき、次のような規律を設けることについて、どのように考えるか。

(前注) 書記録（電子調書）

本部会資料においては、差し当たり、電子化後の調書を「書記録」と呼ぶこととしている。

(1) 裁判所による和解書記録等の更正決定

ア 和解又は請求の放棄若しくは認諾を記録した書記録に計算違い、誤記その他これらに類する明白な誤りがあるときは、裁判所は、申立てにより又は職権で、いつでも更正決定をすることができる。

イ アの更正決定に対しては、即時抗告をすることができる。

(注) 本文(1)アの申立てを不適法として却下した決定に対しては、即時抗告をすることができるものとするについては、判決の更正の申立てを却下する決定に対するものと併せて検討する。

(2) (1)以外の書記録の更正

ア 書記録 ((1)の書記録を除く。)に記録された事項に計算違い、誤記その他

これらに類する明白な誤りがあるときは、裁判所書記官は、申立てにより又は職権で、いつでも更正することができる。

イ アによる更正の処分は、書記録を作成してしなければならない。

ウ アによる更正の処分及びアによる申立てを却下する処分は、当事者に対し、相当と認める方法で告知することによって、その効力を生ずる。

エ 更正の処分に対する異議の申立てを却下する裁判及び更正を命ずる裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

(注) アの申立てが不適法であることを理由に、更正の申立てを却下する処分に対する異議の申立てを却下する裁判及び更正を取り消す裁判に対しては、即時抗告をすることができるものとするについては、検討する。

○部会資料16

第8 口頭弁論の期日の調書その他の調書（例えば、その全部又はそのうち法第254条第2項の調書及び和解調書等を除いたもの）に計算違い、誤記その他これらに類する明白な誤りがあるときは、裁判所書記官は、申立てにより又は職権で、裁判長の認証又は承認のもとに、いつでもその調書を更正することができるものとするについて、どのように考えるか。

(説明)

1 第12回会議での議論

第12回会議では、調書の更正について規律を設ける場合には、網羅的な規律を設けるべきであることを前提に、最高裁昭和62年7月17日第二小法廷判決・集民第151号559頁（以下「昭和62年最判」という。）との関係で、明白な誤りがあるとの要件を満たさない場合にも調書の更正を許す余地を残すのかを明らかにすべきであるという意見や、和解調書等については、その更正のもつ効果の重大性にかんがみて、裁判所による更正決定を要するのではないかとの意見が出された。また、一般の調書が更正された場合に、当事者に告知する必要があるものとするべきかについても議論がされ、常に告知すべきという意見が多く見られた。このほか、一般的な調書の記載中の明白な誤りの有無の判断については、当該調書を作成した裁判所書記官の転任、退任後に、後任の裁判所書記官が行うことに支障がない場合もあるとの意見も出された。

2 検討

調書の更正は、現行実務でも行われているものであり、そのルールを可能な限り明確にすることは、実務にとって重要であると思われる。

(1) 和解、請求の放棄・認諾に関する書記録

ア 和解、請求の放棄・認諾に関する書記録の更正については、どのようなケースにこれを認めるのかが問題となるが、その記録が確定判決と同一の効力を有するものであり、その書記録の作成は慎重にされていると考えられるし、成立後の更正を広く認めることは、法的安定を著しく害するおそれがあるから、判決の更正と同様に、書記録に明白な誤りがあるときに限りこれを認めることが考えられる。

また、その更正の主体は、その効果の重大性に鑑み、判決の更正と同様に、裁判所とすることが考えられる(実務上も、このように考えられていると思われる)。

イ 不服申立てについては、判決の更正と同様に、更正決定については、即時抗告を認めることが考えられる(法第257条第2項本文参照)。

他方で、申立ての却下に対しては、判決の更正の申立ての却下に対して通常抗告が認められている(ただし、解釈論として、単に理由なしとして却下した決定に対しては、抗告はできないと解されている)のと同様に扱えば足りると思われる(この考えに従えば、特別の規定は不要である)。

もっとも、申立ての却下に対しては、いつまでも抗告ができる状態が続くのは好ましくない(もっとも、理由なしとしてした却下に対しては、いずれにしても抗告ができませんと解されることは、上記のとおりである)として、即時抗告に限定すべきとも考えられる。この場合には、併せて、判決の更正の申立ての却下に対しても同様の改正をすることについても検討する必要がある。そこで、この問題につき、注記している。

(2) 和解書記録等以外の書記録

ア 和解書記録等以外の書記録につき、どのようなケースにこれを更正することができるのかについては、議論があるところであるが、昭和62年最判の判示にかかわらず、一般には明白な誤記に限り更正を行うのが実務の運用であり、一旦成立した調書が安易に変更されることは相当でないと解されることから、判決の更正の要件(法第257条)や費用額の確定処分の変更の要件(法第74条第1項)と同様に、本文(2)アの規律を定めることを提案している。

なお、誤りが記録上明白であるケースであれば、これを是正すべきであり、その書記録を作成した書記官が当該裁判所に存在しないとしても、後任の裁判所書記官が更正することが可能と考えられる。

イ 更正の主体は、現在の実務上の考えと同様に、裁判所書記官である(もっとも、調書の作成の際には、裁判所書記官が作成し、裁判官がそれを認証している(規則第66条第2項)が、更正のケースも同様に認証することになると思われる。また、裁判官は、更正につき命令をすることができると解される。裁判所法第60条第4項参照)。

ウ 更正の処分の方法は、書記録を作成してしなければならないと解される。なお、

その具体的な在り方は、現在の調書と同様に、規則で定めることになると解される。

エ 当事者に申立権を認めるかどうかについては、現在の解釈論でも、これを肯定する見解が有力であることを踏まえ、これを認めることが考えられる。

オ 書記録が作成されていながら、これが更正されても、その旨の告知がないと当事者はそのことを知らないままであることがあるから、その旨の告知を要するものとすることが考えられる。

カ 不服申立ては、基本的には、裁判所書記官の処分通常の仕事と同様とすれば足りると思われる。すなわち、裁判所書記官の処分に対して異議の申立てを認め、裁判所が決定で裁判をすることになる（法第121条）。

裁判所の裁判に対しては、判決の更正と同様に、更正を認めるもの（更正の処分に対する異議の申立てを却下する裁判及び更正を命ずる裁判）に対しては、即時抗告を認めることが考えられる。

更正を認めないもの（更正の申立てを却下する裁判に対する異議の申立てを却下する裁判及び更正を取り消す裁判）に対しては、通常抗告を認めることが考えられる（ただし、前記と同様に、解釈論としては、単に理由なしとして更正を認めないものに対しては、抗告はできないと解することになると思われる）。この考えに従えば、特別の規定は不要である。

ただし、和解書記録等と同様に、即時抗告に限定すべきとも考えられるので、この問題につき、注記している。

キ 以上を踏まえ、本文の規律を設けることについて、どのように考えるか

第8 障害者に対する手続上の配慮

民事裁判手続のIT化に伴い、障害者に対する手続上の配慮に関する規律を設けることについて、どのように考えるか。

○中間試案第18

民事裁判手続のIT化に伴い、障害者に対する手続上の配慮に関する規律を設けることについては、引き続き検討するものとする。

(説明)

1 部会のこれまでの議論及び意見募集の結果の概要

部会では、民事裁判手続のIT化に伴い、障害者に対する手続上の配慮に関する規律を設けることについて議論がされている。これまでの部会では、障害者の司法アクセスの向上を図ることの重要性について指摘する意見が多く出され、意見募集においても、障害者に対する手続上の配慮について検討することに反対する意見はなかった。

これまでの部会では、具体的な規律の内容として、裁判所が障害者に対して手続上の配慮をする責務を負う旨の一般規定を創設すること、付添人の要件や考慮要素等を見直すこと、障害者に対する手続上の配慮を行うために要した費用を国庫負担とすること、障害者が障害を理由に訴訟手続に関与することができなかった場合の救済を可能とする再審事由の規定を新設すること等が取り上げられ、議論がされた。

また、第11回会議においては、障害者団体に所属する参考人等からのヒアリングが実施された。参考人からは、民事訴訟法の総則規定において障害者に対する手続上の配慮を行うべきことを定めること、障害特性に応じた意思疎通支援者の配置を行うこと、手続上の配慮に必要な費用を公費負担とすること、裁判手続において用いられるシステムをアクセシブルなものとする事等要望が示され、それぞれの内容や要望理由について、諸外国における取扱いや関連する国際条約の内容を踏まえつつ意見が述べられた。

2 検討

(1) 民事裁判手続のIT化により、現在の書面によるやり取りがデータ化された場合には、当該データが音声読み上げ機能に対応したファイル形式によるものであれば、視覚障害者であっても、当該機能を活用することによりその内容を把握することが現在よりも容易になるものと思われる（第11回会議において実施された参考人からのヒアリングにおいても、参考人から、現在の書面を前提とした手続では、視覚障害者が当事者等となる場合には、書面に記載された情報をそのまま把握することができないため、補助者に読み上げてもらったり、書面の記載内容をOCRソフトで取り込んだ上で、テキストファイル化して音声ソフトで読み上げたりする必要があるとの実情が紹介された。）。また、口頭弁論の期日における手続についてウェブ会議等を利用することが認められた場合には、身体等に障害を有する当事者であっても、期日に出頭することが容易になるものと考えられる。

このように、民事裁判手続のIT化は本来的に障害者の手続保障に資するものであると考えられ、障害者に対する手続上の配慮について検討するに当たっては、このような民事裁判手続のIT化のメリットを最大化することがまずは重要となるものと思われる。具体的には、これまで議論してきた民事裁判手続のIT化の方策を着実に実現することのほか、システムを障害者にとっても使いやすいものとする事が重要となるものと思われる。

(2) また、前記のヒアリングでは、民事訴訟法の総則において障害者に対する手続上の配慮を行うべき旨の規律を置くべきであるとの指摘や、障害特性に応じた意思疎通支援者の配置を行うこと、手続上の配慮のために必要な費用を公費負担とすることについて指摘があった。さらに、これらのほか、これまでの部会では、視覚障害者

等に対する送達等に係る配慮に関する規律を置くことや、特別代理人の要件を見直すこと、付添い等における考慮要素を追加すること、再審事由の規定を追加すること等について、意見が出されたところである。

障害者の障害特性は様々であり、それによって必要となる支援も様々であると考えられることから、個別的な事情に応じて適切な支援を行うためには、運用により柔軟に対応することを可能とすることが望ましいとも考えられ、このような観点からは、民事訴訟法の総則において、裁判所に障害者に対する手続上の配慮をすべき責務がある旨を明示し、運用の指針を示すことも考えられる。一方で、これまでの部会では、民事訴訟手続以外の手続や障害者以外の者との関係についても検討する必要があるとの指摘もあった。また、障害者基本法（昭和45年法律第84号）により障害者が民事裁判手続の当事者等となった場合における手続上の配慮の義務が国に課されていることから（同法第29条）、このような規定との関係についても検討する必要があるものと思われる。

また、現行法上、耳が聞こえない者又は口がきけない者については、通訳人を立ち合わせるものとされている（法第154条第1項）。これに対し、訴訟手続に関与する者に知的障害や精神障害がある場合においても、手続における意思疎通に困難を伴う場合があると考えられることから、そのような場合に意思疎通の補助者を立ち合わせるができる旨の規律を置くことも考えられる。このような規律の導入を検討するに当たっては、一方で意思疎通の補助の名目で非弁活動が行われることや障害者にとって不利益となるおそれのある者が関与することをどのように排除するかが課題となるものと思われる。

以上のほか、障害者に対する手続上の配慮について必要な規律を検討するに当たっては、現行法下における訴訟手続でどのような点に支障が生じており、これに対応するためにどのような規律を設けることが必要となるかを検討する必要があるように思われる。

- (3) 以上を踏まえ、障害者に対する手続上の配慮に関する規律を設けることについて、どのように考えるか。